

平成 2 9 年 5 月 2 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

国土交通省主催「空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会」について（お知らせ）

このたび日本土地家屋調査士会連合会より、標記のことについて、別添1の通知がありました。

つきましては、当該説明会への参加を希望される会員各位におかれては、別添2の参加申込書に必要事項をご記入いただき、来る5月10日（水）正午までに本会事務局（FAX：03-3295-4770、Eメール：info@tokyo-chousashi.or.jp）までご送付いただけます、お知らせ致します。

なお、国土交通省から当該説明会の参加希望者多数等の連絡がなされた場合には、申込者各位に別途ご連絡をさせていただき、調整等の対応をお願いする場合がありますことを、予めご了承ください。

日 調 連 発 第 3 9 号
平 成 2 9 年 5 月 2 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会について（お知らせ）

標記について、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室から、別紙のとおり案内がありましたのでお知らせします。

本説明会の参加登録につきましては、各土地家屋調査士会において取りまとめの上、別紙の案内に記載されている提出先へ直接送付することで差し支えありません。

なお、同説明会は、参加者約 300 名程度の定員制とのことであります。

事務連絡
平成29年4月28日

日本土地家屋調査士会連合会 ご担当者 様

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室

空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会について（依頼）

平素より空き家対策の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行から2年が経過し、全国各地で法に基づく取組が進められておりますが、その中では様々な具体的な課題等についても指摘がされているところ です。

つきましては、このような課題に対応するための新規制度等を含め、空き家対策の推進のための制度等に関する周知と利用促進を図るため、地方公共団体や空き家対策に取り組む関係団体の方々を対象に、説明会を開催することといたしました。貴団体所属会員等にも御案内いただければ幸甚です。

なお、御参加の際には人数把握のため事前登録をお願いし、別添様式にて参加者を取りまとめの上、提出期限までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 平成29年5月16日（火）午後1時00分から午後5時00分 |
| 2 | 場 所 | 三田共用会議所 1階 講堂（東京都港区三田2-1-8） |
| 3 | 対 象 者 | 都道府県、市町村、その他関係団体 |
| 4 | 内 容 | 別添次第のとおり |
| 5 | 参加登録 | 別添様式にて事前に参加者のご登録をお願いします。 |
| 6 | 提 出 先 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課
住環境整備室 関連施設係 五島（ごとう）
E-mail goto-s2nq@mlit.go.jp
※電子メールにてご提出ください。 |
| 7 | 提出期限 | 平成29年5月10日（水） |

<事務局>

国土交通省住宅局住宅総合整備課
住環境整備室 関連施設係 五島（ごとう）
電 話 03-5253-8111（内線39356）
F A X 03-5253-1628
E-mail goto-s2nq@mlit.go.jp

【会場】

三田共用会議所 1F 講堂（東京都港区三田2-1-8）

- 東京メトロ 南北線 麻布十番駅下車 2 番出口より徒歩 5 分
- 都営地下鉄 大江戸線 麻布十番駅下車 2 番出口より徒歩 5 分
- JR 山手線 田町駅下車 徒歩 20 分／タクシー 7 分
- 都営地下鉄 三田線 三田駅下車 徒歩 20 分／タクシー 7 分
- 都営地下鉄 浅草線 三田駅下車 徒歩 20 分／タクシー 7 分
- 都営バス 系統 都06 新橋駅－渋谷駅 二ノ橋バス停下車 徒歩 2 分
- 橋86 新橋駅－目黒駅



空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会

主催：国土交通省

空き家対策の推進のための新規制度等につきまして、地方公共団体や空き家対策に取り組む民間の方々を対象に、説明会を開催します。

日時

平成29年5月16日（火） 13:00～17:00（受付開始：12:00）

対象

地方公共団体、空き家対策に取り組む民間の方々

内容

●空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況について

●空き家対策に関する新規制度について

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| (1)住宅セーフティネット制度 | 子育て世帯や高齢者など住宅確保が困難な方に対し空き家等を利用し住宅提供 |
| (2)空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン | 市町村が空き家所有者情報を外部提供するに当たっての法制的な整理、運用方法等 |
| (3)小規模不動産特定共同事業 | クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生 |
| (4)全国版空き家・空き地バンクの構築 | 物件検索がしやすいサイトでマッチングの可能性向上 |
| (5)地域の空き家等の流通モデルの構築 | 不動産事業者などの関係者が連携した空き家活用の先進的な取組等に支援 |
| (6)空き地を活用した市民緑地認定制度の創設 | 民間主体が整備する地域住民のための市民緑地に対する支援 |
| (7)所有者不明土地等に係るガイドライン | 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策 |
| (8)法定相続情報証明制度について | |

●税財政措置関連について

- | | |
|------------------|---|
| (9)先駆的空き家対策モデル事業 | 官民が連携して行う先駆的な取組に支援 |
| (10)空き家対策総合支援事業 | 空き家等の活用・除却等について地方公共団体を支援 |
| (11)譲渡所得の特例に係る運用 | 相続により生じた古い空き家（除却後の敷地を含む）に関する特例（譲渡所得から3,000万円を特別控除）の運用 |
| (12)定住促進空き家活用事業等 | 定住促進空き家活用事業、地方財政措置など |

●その他関連事項など

- | | |
|----------------------|--|
| (13)住宅市街地整備に係る施策 | 住宅市街地整備に係る施策を紹介
「住宅団地再生」連絡会議の概要及び密集市街地整備等 |
| (14)公営住宅における残置物の取り扱い | 公営住宅の単身入居者が死亡された際の対応方針案 |
| (15)その他関連事項の情報提供 | |

※内容につきましては、一部変更となる可能性がございます。

会場

東京・三田共用会議所 1階講堂（東京都港区三田2-1-8）

【会場アクセス】

- 東京メトロ 南北線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分
- 都営地下鉄 大江戸線 麻布十番駅下車 2番出口より徒歩5分 他

申込み・お問い合わせ

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

TEL：03-5253-8111（内線：39356） E-mail：goto-s2nq@milt.go.jp

※お申し込みは各団体様にてとりまとめの上、メールにてご連絡をお願いいたします。

【別添2】

平成29年5月 日

東京土地家屋調査士会 行

FAX : 03-3295-4770

Eメールアドレス : info@tokyo-chousashi.or.jp

登録番号 東京 号

支部名 支部

土地家屋調査士法人名

氏名 又は 社員氏名

国土交通省主催「空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会」

参加申込書

平成29年5月2日付け文書をもって案内のあった、標記説明会への参加を希望いたします。